

保医発第 0330001 号平成 17 年 3 月 30 日の通知により、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成 16 年 10 月 1 日保医発第 1001002 号）の一部改正がおこなわれました。以下傍線の部分が改正点です。

改正後	現行
<p>はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第 4 章 施術料 1～4 略</p> <p><u>5 施術料（初回を含む。）は、疾病の種類、疾病の数及び部位数にかかわらず 1 日 1 回に限り支給するものであること。なお、同日に行われたはり術、きゅう術の施術は、それぞれ 1 術で支給を行うことなく 2 術として支給が行なわれるものであること。</u></p> <p><u>6 初回施術料</u> (1) ～ (2) 略</p> <p><u>(3) ～ (5) 略</u></p> <p>第 5 章 1～2 略</p> <p>3 「はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」（平成 4 年 5 月 22 日保発第 57 号）により、2 戸以上の患者に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第 2 位以降の患者に対する往療距離の計算は、<u>第 7 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とするものとされているところであるが、先順位の患者から次順位の患者への距離が第 7 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地から次順位の患者への距離に比べ遠距離になる場合は、第 7 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地からの距離により往療料を支給すること。</u></p> <p>4 往療の距離は、<u>第 7 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地と患者の直線距離を原則として支給すること。ただし、直線距離による支給が実態に比べ著しく不合理と考えられる場合は、合理的な方法により算出</u></p>	<p>はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第 4 章 施術料 1～4 略</p> <p><u>5 初回施術料</u> (1) ～ (2) 略 <u>(3) 同時に 2 以上の疾病につき初回施術を行った場合の初回施術料は、1 回として支給するものであること。</u> <u>(4) ～ (6) 略</u></p> <p>第 5 章 1～2 略</p> <p>3 「はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」（平成 4 年 5 月 22 日保発第 57 号）により、2 戸以上の患者に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第 2 位以降の患者に対する往療距離の計算は、<u>当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とするものとされているところであるが、先順位の患者から次順位の患者への距離が施術所から次順位の患者への距離に比べ遠距離になる場合は、施術所からの距離により往療料を支給すること。</u></p> <p>4 往療の距離は、<u>施術所の所在地と患者の直線距離を原則として支給すること。ただし、直線距離による支給が実態に比べ著しく不合理と考えられる場合は、合理的な方法により算出した距離によって差し支えないこと。</u></p>

した距離によって差し支えないこと。

- 5 片道 16km を超える往療については、第 7 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地からの往療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められるものであるが、かかる理由がなく、患家の希望により 16km を超える往療をした場合、往療料の支給は認められないこと。この場合の往療料は、16km を超えた部分のみではなく、全額が認められないこと。

なお、片道 16km を超える往療とは、2 戸以上の患家に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第 2 位以下の患家に対する往療距離の計算ではなく、第 7 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地と患家の直線距離であること。

6～8 略

#### 第 7 章 支給事務手続き

- 2 療養費支給申請書の施術証明欄の施術者住所は、保健所等へ開設の届けを行っている施術所の所在地とすること。なお、専ら出張のみによってその業務に従事することとして保健所等へ届けを行っている施術者にあつては、届け出た住所地とすること。

- 5 片道 16 km を超える往療については、当該施術所からの往療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められるものであるが、かかる理由がなく、患家の希望により 16 km を超える往療をした場合、往療料の支給は認められないこと。この場合の往療料は、16 km を超えた部分のみではなく、全額が認められないこと。

なお 片道 16 km を超える往療とは、2 戸以上の患家に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第 2 位以下の患家に対する往療距離の計算ではなく、施術所の所在地と患家の直線距離であること。

6～8 略

#### 第 7 章 支給事務手続き

- 2 療養費支給申請書の施術証明欄の施術者住所は、保健所等へ開設の届けを行っている開設の場所とすること。

改正後	現行
<p>マッサージの施術にかかる療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第4章 施術料</p> <p>1～5 略</p> <p><u>6 保険医療機関に入院中の患者の施術は、当該保険医療機関に往療した場合、患者が施術所に出向いてきた場合のいずれであっても療養費の支給はできないこと</u></p> <p>第5章 往療料</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「はり師・きゆう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」（平成4年5月22日保発第57号）により、2戸以上の患者に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第2位以降の患者に対する往療距離の計算は、<u>第7章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とするものとされているところであるが、先順位の患者から次順位の患者への距離が第7章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地から次順位の患者への距離に比べ遠距離になる場合は、第7章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地からの距離により往療料を支給すること。</u></p> <p>5 往療の距離は、<u>第7章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地と患者の直線距離を原則として支給すること。</u>ただし、直線距離による支給が実態に比べ著しく不合理と考えられる場合は、合理的な方法により算出した距離によって差し支えないこと。</p> <p>6 片道16kmを超える往療については、<u>第7章2に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地からの往療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められるものであるが、かかる理由がなく、患者の希望により16kmを超える往療をした場合、往療料の支給は認</u></p>	<p>マッサージの施術にかかる療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第4章 施術料</p> <p>1～5 略</p> <p>第5章 往療料</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「はり師・きゆう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」（平成4年5月22日保発第57号）により、2戸以上の患者に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第2位以降の患者に対する往療距離の計算は、<u>当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とするものとされているところであるが、先順位の患者から次順位の患者への距離が施術所から次順位の患者への距離に比べ遠距離になる場合は、施術所からの距離により往療料を支給すること。</u></p> <p>5 往療の距離は、<u>施術所の所在地と患者の直線距離を原則として支給すること。</u>ただし、直線距離による支給が実態に比べ著しく不合理と考えられる場合は、合理的な方法により算出した距離によって差し支えないこと。</p> <p>6 片道16kmを超える往療については、<u>当該施術所からの往療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められるものであるが、かかる理由がなく、患者の希望により16kmを超える往療をした場合、往療料の支給は認められないこと。</u>この場合の往療料は、16km</p>

められないこと。この場合の往療料は、**16km** を超えた分のみではなく全額が認められないこと。

なお片道 **16km** を超える往療とは、**2 戸以上** の患者に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第 **2 位** 以下の患者に対する往療距離の計算ではなく、第 7 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地 と患者の直線距離であること。

7～9 略

#### 第 7 章 支給事務手続き

- 2 療養費支給申請書の施術証明欄の施術者住所は、保健所等に開設の届けを行っている施術所の所在地とすること。なお、専ら出張のみによってその業務に従事することとして保健所等へ届けを行っている施術者にあつては、届け出た住所地とすること。

を超えた分のみではなく全額が認められないこと。

なお片道 **16km** を超える往療とは、**2 戸以上** の患者に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第 **2 位** 以下の患者に対する往療距離の計算ではなく、施術所の所在地 と患者の直線距離であること。

7～9 略

#### 第 7 章 支給事務手続き

- 2 療養費支給申請書の施術証明欄の施術者住所は、保健所等に開設の届けを行っている開設の場所とすること。